委 託 契 約 書

1	業 務 名	岩手県立一関高等看護学院清掃業務
2	委託期間	自 令和 7年 4月 1日
		至 令和 8年 3月 31日
3	履行場所	岩手県一関市狐禅寺字大平 15-10
4	契約金額	<u>金 円</u>
		(うち消費税及び地方消費税額円)
5	契約保証金	<u> </u>
뉟	告手県 (以下「甲」	という。)と(以下「乙」という。)とは、上記の委託
業務	务について、次のと	:おり契約を締結する。

(総則)

第1条 甲及び乙は、この契約書の条項に基づき、仕様書等に従い、法令を遵守し、この契約(この契約書及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ)を誠実に履行しなければならない。

(実施に関する指示)

- 第2条 甲は、乙に対して、業務の履行に関して、その作業に立会いし、又は必要な事項を指示することができる。
- 2 乙は、業務の履行に関し、必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

(権利の譲渡等)

- 第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書の規定により債権を譲渡した場合、甲の委託料の支払による弁済の効力は、会計規則 (平成4年岩手県規則第21号) 第38条第2項の規定により会計管理者が支出負担行為の確認をした旨の通知を受けた時点で生ずるものとする。

(再委託等の禁止)

第4条 乙は、委託業務の全部、又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。 ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときはこの限りでない。

(仕様書等の変更、業務の中止等)

- 第5条 甲は、必要があると認めるときは、その内容を乙に書面により通知して、業務の仕様書 等及び業務に関する指示を変更し、又は業務を一時中止させることができる。
- 2 前項の場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間若しくは委託料を変更し、乙に損害を及ぼした時はその損害を賠償しなければならない。

(履行期間の延長)

第6条 乙は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により甲に履行期間の延長変更を請求することができる。

(第三者に及ぼした損害)

第7条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。

(業務完了報告及び確認)

- 第8条 乙は、毎月の委託業務が終了した場合は、業務完了報告書(様式第2号)を甲に提出するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により業務完了報告書の提出を受けたときは、当該提出を受けた日から起算して10日以内に、当該書類を審査し、必要に応じて実地調査を行うことにより、 委託業務の実施の状況が契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。
- 3 乙は、前項の検査の結果、不合格となり補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。この場合において、補正後の完了を業務の完了とみなして前1項の規定を準用する。
- 4 第1項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

(委託料の請求及び支払)

- 第9条 乙は、前条第2項(前条第4項において準用する場合を含む。)の検査に合格した場合は、委託料請求書を甲に提出するものとする。
- 2 甲は、乙の請求により前項の委託料を1か月ごとに支払うものとする。 日知 ロ
- 3 甲は、乙から前項の規定による請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内 に委託料を支払うものとする。
- 4 第2の規定にかかわらず、乙の責に帰すべき理由により委託業務を欠いた場合には、その 月の委託料は、第2の月額を業務を提供すべき日数で除して得た額に業務を欠いた日数を乗 じて得た額を控除した額とし、委託料の年額についても同様とする。

(履行遅延の場合における違約金)

- 第10条 乙の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、 甲は、違約金の支払いを乙に請求することができる。
- 2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、年____パーセント(注1)の割合で計算した額とする。
 - 注1 令和7年4月1日において適用される会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第117条第1項で規 定する違約金の徴収率とする。
- 3 甲の責めに帰すべき事由により、第9条第3項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年____パーセント(注2)の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。
 - 注2 令和7年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256 号)第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする。

(契約不適合責任)

- 第11条 甲は、乙が実施した業務に契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。
- 2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間 内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、委託料の減額を請求することができる。
- 3 前2項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(甲の催告による解除権)

- 第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定に基づいて甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づいて甲が求める報告を拒み、又は第2条の規定による甲の指示に従わなかったとき。
 - (2) その他この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

- 第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 不正の手続きにより修繕代金の支払を受けたとき。
 - (2) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を 加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接 的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる とき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどして いると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認め られるとき。
 - カ 委託事業を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手 方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締 結したと認められるとき。
 - キ 乙がアから才までのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手 方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除 を求めたにもかかわらず、乙がこれに従わなかったとき。

(乙の解除権)

- 第14条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
 - (1)業務の変更に伴い、修繕代金が当初の契約金額の3分の1以下になるとき。
 - (2) 第5条第1項の規定による委託業務の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。
 - (3) 甲が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

(契約解除の場合における委託料の返還)

- 第15条 乙は、第12条から第13条の規定によりこの契約を解除された場合において、すでに 委託料の支払いがなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものと する。
- 2 乙は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、

年_____パーセント(注3)の割合で計算した遅延金を発注者に支払わなければならない。

注3 令和7年4月1日において適用される会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第117条第1項で 規定する違約金の徴収率とする。

(契約解除の場合における損害賠償金)

- 第 16 条 乙は、第 12 条から第 13 条の規定により契約を解除された場合はこれによって生じた 甲の損害を賠償しなければならない。
- 2 甲は、第14条の規定により契約を解除された場合は、これによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。
- 3 前各項の賠償額は、甲、乙協議して定める。

(不当介入に対する措置)

第17条 乙は、乙又はこの契約における再委託契約等の相手方が暴力団等から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は、甲に報告し、及び警察に通報しなければならない。

(秘密の保持)

第18条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(補則)

第19条 この契約により難い事情が生じたとき又はこの契約に疑義の生じたときは、甲、乙協 議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印してそれぞれその1通を保有するものとする。

甲	岩	丰	県			
	契約	り担当	当者			
	岩马	ト県ゴ	上一関	高等看護	養学院	
	学院	定長	中村	紳		印
乙	住	所				
		氏名	-			 印

令和 年 月 日

岩手県立一関高等看護学院長 様

受託者 住所 氏名

印

委 託 料 請 求 書

令和 年 月分の委託料を、次のとおり請求します。

請求金額	円	
	(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)	
委託業務名	岩手県立一関高等看護学院清掃業務	

振込先:金融機関名

支 店 名

口座種別

口座番号

令和 年 月 日

岩手県立一関高等看護学院長 様

受託者 住所

氏名

印

業務完了報告書

令和 年 月分の業務が完了したので報告します。

記

1 委託業務名 岩手県立一関高等看護学院清掃業務

2 委 託 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日

3 今回報告期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日